

法文	頁	見出し	出題年度→ 問題番号⇒	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計 問	率 %	出題問題の傾向分析
				20	20	24	無	22	無	無	22	無	無	無	無	無	無	無	無	26	無	無	無			
① 目次	007																									
法2条	608	定義						1			1								1					3	10.3	新築住宅とは、新たに建設され1年を経過していないもの。
法3条	608	日本住宅性能表示基準	2	1	5																			3	10.3	日本住宅性能表示基準及び評価方法基準は、国土交通大臣が定める(あらかじめ社会資本整備審議会の議決を得なければならない)。
法3条の2	608	評価方法基準			4														2					2	6.9	評価方法基準とは、日本住宅性能表示基準に従って表示すべき住宅の性能に関する評価の方法の基準のこと。
法5条	608	住宅性能評価	1,3	2				2																4	13.8	住宅性能評価とは、設計、建設された住宅について日本住宅性能表示基準(評価方法基準)に従って評価することを言う。国土交通大臣の登録を受けた者(登録住宅性能評価機関)が住宅性能評価書を交付できる。
法6条	609	住宅性能評価書と契約内容	4	4	1			3											3					5	17.2	建設住宅性能評価書を売買契約書に添付した場合に、その性能を有する住宅を引き渡すことを契約したものをみなす(設計住宅性能評価書ではない)。請負人が注文者に対して設計住宅性能評価書の写しを交付した場合は、表示された性能の住宅を建設することを契約したものとみなす。
法31条	609	住宅型式性能認定		3																				1	3.4	登録住宅型式性能認定等期間は、申請により住宅型式性能認定を行うことができる。
法58条	611	特別評価方法認定			2																			1	3.4	特別評価方法認定とは、日本住宅性能表示基準の評価方法基準に従った方法に代えて、特別の材料、構造工法又は特別の試験方法、計算方法によって評価する方法を認定することである。
法67条	611	指定住宅紛争処理機関の業務			3			4											4					3	10.3	指定住宅紛争処理機関は、建設住宅性能評価書が交付された住宅の請負契約、売買契約について、両方または一方からの申請により紛争のあっせん・調停・仲裁の業務を行う。
法83条	612	住宅紛争処理支援センターの業務									5													1	3.4	住宅紛争処理支援センターは、建設住宅性能評価書が交付されていない住宅についても相談等行う。
法94条	612	請負人の瑕疵担保責任	5					5			2													3	10.3	住宅新築請負契約においては、注文者に引き渡したときから10年間は構造耐力上主要な部分又は雨水の侵入等の瑕疵担保責任を負う。瑕疵担保責任となる構造耐力上主要な部分は、雨水を排除するため住宅に設ける排水管のうち当該住宅の屋根若しくは外壁の内部又は屋内にある部分が含まれる。
法95条	613	売主の瑕疵担保責任		5							4													2	6.9	売主の瑕疵担保責任の特例における構造耐力上主要な部分は、雨水を排除するため住宅に設ける排水管のうち当該住宅の屋根若しくは外壁の内部又は屋内にある部分が含まれる。瑕疵担保責任の損害賠償の請求は、売主にできる(請負人には基本請求できない)。
法97条	613	瑕疵担保責任の期間									3													1	3.4	隠れた瑕疵についての瑕疵担保期間は、20年以内とすることができる。
合計																								29	100.0	

注)表中の**数字**は選択肢問題の番号(代表1法文)、**計**は出題法文の合計数、**率**は合計数の比率である。**出題問題の傾向分析**は問題のポイント解説である(重要一部分の解説)。表の**色分け**は出題確率の高い法文である。表の一番左**①、②、③**は法令集の法文を数秒で引く方法のインデックスを貼る法文である。